

## 目的及び概要

県では、県内産業のDXを牽引するロールモデルを創出するため、県内の中小企業者が行う、デジタル技術を活用し企業価値を高める取組に要する経費について補助します。

## 1 応募資格

応募資格を有する方は、県内に本社又は本店を有する中小企業者（中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）であって、以下の要件を満たす方とします。

### 【要件】

- (1) 県税、消費税及び地方消費税等の滞納がないこと。
- (2) 収益事業を行っていない法人又は運営費の大半を公的機関から得ている法人ではないこと。また、政治、宗教、暴力団関係などの団体ではないこと。
- (3) みなし大企業（次の①～⑤のいずれかに該当する者をいう。）ではないこと。

①	発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
②	発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
③	大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
④	発行済株式の総数又は出資価格の総額を①～③に該当する中小企業者が所有している中小企業者
⑤	①～③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

※ア 大企業とは、中小企業等経営強化法に規定する中小企業者以外の者であり、資本金及び従業員数がともに同法に規定する数字を超える者である。海外企業についても、資本金及び従業員数がともに同法に規定する数字を超える場合、大企業に該当する。

また、自治体等の公的機関に関しても、中小企業等経営強化法の範囲外であり、大企業に該当する。ただし、以下が株式を保有する場合は、その保有比率等をもって上記のみなし大企業の規定を適用しない。

- ・ 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

※イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上をみなし大企業が所有している中小企業者もみなし大企業として取り扱う。

※ウ 本条件の適用は、補助事業実施期間中にも及ぶ。

※エ 上記③の役員には、会社法第2条第15号に規定する社外取締役及び会社法第381条第1項に規定する監査役は含まれない。

【参考 中小企業等経営強化法第2条第1項】

中小企業等経営強化法

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの
- 六 企業組合
- 七 協業組合
- 八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの

## 2 補助対象事業

青森県DX推進ラボを構成する産業支援機関<sup>※1</sup>の支援を受けて策定したDX推進計画書に位置付けられ、自社の企業価値を高めるためデジタル技術を活用して行う、以下の(1)～(3)のいずれかに該当する取組で、県内産業のDXを牽引するロールモデルとなり得る事業(県内で実施する取組に限る。)とする。

- (1) 新商品・新サービスなど新ビジネスの創出に向けた取組
- (2) 新たな顧客の獲得に向けた取組
- (3) 労働生産性の向上に資する取組

※1 青森県DX推進ラボを構成する産業支援機関について  
本補助金に応募する場合は、下表に掲げるいずれかの機関の支援が必要です。

青森県DX推進ラボを構成する産業支援機関
青森県DX総合窓口 (特定非営利活動法人あおもりIT活用サポートセンター)
公益財団法人21あおもり産業総合支援センター
青森県商工会議所連合会(県内各商工会議所)
青森県商工会連合会(県内各商工会)
青森県中小企業団体中央会
地方独立行政法人青森県産業技術センター
公益社団法人青森県観光国際交流機構
一般社団法人青森県工業会
株式会社八戸インテリジェントプラザ

【参考】青森県DX推進ラボについて

県及びラボの各構成機関が、事業者等が抱えるデジタルに関する相談や課題等を共有し、各構成機関の役割に応じた支援やサポートIT企業のマッチングなどに取り組むことにより課題の解決を図ることを目的として設立した、産学官金の各機関によって構成される枠組みです。

(青森県DX推進ラボ 県ホームページ)

[https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/seisaku/dxsuishin/dx\\_suishin\\_labo.html](https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/seisaku/dxsuishin/dx_suishin_labo.html)

※2 補助対象外となる事業の例示

- ・既存アプリケーションやソフトウェア、機械・器具等の導入を主な目的とした事業
- ・新規性を欠くWEBサイトやECサイトを作成することを主な目的とした事業

## 3 補助金額と補助件数

- (1) 補助金額  
補助対象経費の2/3に相当する額又は400万円のいずれか低い額以内の額
- (2) 補助件数  
2件程度(本補助金に係る県の予算800万円以内の範囲)

## 4 補助対象経費

デジタル技術を活用した自社の企業価値を高めるための

- ①新商品・新サービスなど新ビジネスの創出に向けた取組
- ②新たな顧客の獲得に向けた取組
- ③労働生産性の向上に資する取組

のいずれかに該当する取組に要するシステム構築、デジタル電子機器導入、デジタル広告及びデータ分析に係る経費のうち、次に掲げる経費とします。

経費区分	内 訳
謝 金	専門家等謝金
旅 費	専門家等旅費、従業員等旅費
事業費	会議費、会場借上料、通信運搬費、借損料（リース料）、マーケティング調査費（広報費、展示会等出展料等を含む。）、委託料（コンサルタント費を含む。）、クラウドサービス利用料
開発費	開発等に係る経費（原材料費、加工費、システム構築費等）、開発等に直接従事する従業員等（県内に住所を有する者に限る。）の人件費（ただし、直接作業時間に対するものに限る。）
物品購入費	機械装置費、物品費、消耗品費（印刷製本費、資料購入費を含む。）

## 5 応募方法

必要事項を記載の上、次の書類を下記「11 問い合わせ先・応募窓口」まで電子メールでお送りください。

- (1) 令和8年度(令和7年度からの繰越分)青森県産業DXモデル創出支援事業費補助金申込書(様式1)
- (2) 事業計画書(様式2の1)
- (3) DX推進計画書(様式2の2)
- (4) 収支予算書(様式3)
- (5) 申込者の直近2期分の決算報告書又はそれに類するもの
- (6) 申込者の定款又はこれに代わる書面(法人の場合のみ)

## 6 審査方法

### (1) 書類審査

応募書類に基づき、申込資格や補助事業の要件等について審査します。

なお、申込者が多数の場合は、最終審査に諮る案件を選抜する場合があります。

### (2) 審査委員会における最終審査

オンラインでのプレゼンテーション審査(非公開)を行います。

1者あたりのプレゼンテーションは10分以内、質疑応答は15分以内で行います。

### (3) 採択事業者の決定

下記7の審査基準に基づき審査を行い、最終審査の合計得点が高い順に予算の範囲内で採択事業者を決定します。

なお、審査の結果、不採択となる場合や補助金額が減額となる場合があります。

## 7 審査基準

- (1) 事業に新規性があり、他にない優位性を保持しているか。
- (2) 他の事業者等の参考となる事例で、地域の産業に波及する内容であるか。
- (3) 事業の実現可能性が高く、将来を見据えた業務の効率化、収益化等が認められる内容であるか。補助事業の成果目標及びDX推進計画が達成可能なものであるか。
- (4) 事業実施体制が適切であるか。
- (5) 事業内容が県の施策等と合致しているか。

## 8 スケジュール

令和8年4月17日(金)から	募集(応募状況によっては延長の可能性あり)
令和8年6月19日(金)17時まで	
令和8年6月下旬(予定)	審査委員会(オンラインによるプレゼン)
令和8年6月末(予定)	審査結果の通知(審査結果は電子メールで通知)
令和8年7月上旬(予定)	交付申請(採択事業者は速やかに申請のこと)
令和8年7月上旬(予定)	補助金交付決定後、事業開始
令和8年12月4日(金)まで	事業遂行状況報告書の提出(中間報告) (令和8年11月30日までの状況)
令和9年2月26日(金)まで	補助事業完了後、事業完了実績報告書を提出
令和9年3月31日(水)まで	県による検査を経て、補助金を交付

## 9 主な留意事項

- (1) 事業実施に必要な場合の財産(例:機械装置費(システム用機器、デジタルサインージ等))の取得は認められますが、取得する前に必要と認められるかどうか事前に御相談ください。
- (2) 採択事業の実施に当たっては、「令和8年度(令和7年度からの繰越分)青森県産業DXモデル創出支援事業費補助金交付要綱」に従っていただきます。
- (3) 既存のアイデアの盗用等が原因のトラブルに関しては、当事者間で解決して頂き、青森県は一切関知しません。
- (4) 応募された申込書・事業計画書等については、最終審査に進んだ場合、最終審査プレゼンテーション及び審査員配付資料等として同意したものとみなします。
- (5) 知的財産権等出願を検討されている事業計画については、応募により、新規性を喪失する可能性があり、後に特許等を取得できなくなる可能性がありますので、事前に御相談ください。
- (6) 事業終了後も補助事業による成果などについて、報告を求める場合があります。
- (7) 補助金に関する詳細な留意事項は別添1としてまとめておりますので、必ず御確認ください。

## 10 情報公開等

本補助金の目的に鑑み、採択された事業の取組状況や成果は、県庁ホームページ、青森県DX総合窓口ポータルサイト、広報紙等で事例として公表します。

また、事業終了後も県のイベント等で事例発表やPRなどを依頼する場合があります

ので、御協力をお願いします。

## 11 問合せ先・応募窓口

〒030-8570

青森県青森市長島一丁目1番1号（県庁南棟3階）

青森県総合政策部 DX推進課 産業・しごとDXグループ 担当 小島

電話：017-734-9418

メール：[dxsuishin@pref.aomori.lg.jp](mailto:dxsuishin@pref.aomori.lg.jp)